



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信



発行:ウィステリア社労士事務所

〒552-0007 大阪市港区弁天 1-2-1 大阪ベイツタワー14F

重要

令和8年分の年末調整のための各種様式を公表(国税庁)

令和 8 年 12 月に行う年末調整においては、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正といった令和 8 年度税制改正による改正規定が適用されます。また、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例も適用されます。

これらの改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和 8 年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

例：代表的な申告書（保険料控除申告書）

令和 8 年 分 給 与 所 得 者 の 保 険 料 控 除 申 告 書

所轄税務署長 給与の支払者の 氏 名 (氏 名) 給与の支払者の 法 人 番 号 給与の支払者の 所 在 地 (住 所)	あなたの氏名 (フリガナ) あなたの住所 又は居所	記録の貼る場所は ここに貼る 二次元コード (令和 8 年 12 月 31 日 現在)
保険会社等 の名称 保険等の 種類 保険等の保 険金等の 受取人の氏 名 新・旧 の区別 給与の 支払者の 氏 名 (a) 給与の 支払者の 氏 名 (a) 給与の 支払者の 氏 名 (a)	保険会社等 の名称 保険等の 種類 保険等の保 険金等の 受取人の氏 名 新・旧 の区別 給与の 支払者の 氏 名 (a) 給与の 支払者の 氏 名 (a) 給与の 支払者の 氏 名 (a)	給与の 支払者の 氏 名 (a) 給与の 支払者の 氏 名 (a) 給与の 支払者の 氏 名 (a)
①のうちに新保険料 等の金額の合計額 A ②のうちに旧保険料 等の金額の合計額 B	①のうちに新保険料 等の金額の合計額 A ②のうちに旧保険料 等の金額の合計額 B	①のうちに新保険料 等の金額の合計額 A ②のうちに旧保険料 等の金額の合計額 B
③のうちに新保険料 等の金額の合計額 C ④のうちに旧保険料 等の金額の合計額 D ⑤のうちに新保険料 等の金額の合計額 E ⑥のうちに旧保険料 等の金額の合計額 F	③のうちに新保険料 等の金額の合計額 C ④のうちに旧保険料 等の金額の合計額 D ⑤のうちに新保険料 等の金額の合計額 E ⑥のうちに旧保険料 等の金額の合計額 F	③のうちに新保険料 等の金額の合計額 C ④のうちに旧保険料 等の金額の合計額 D ⑤のうちに新保険料 等の金額の合計額 E ⑥のうちに旧保険料 等の金額の合計額 F
⑦のうちに新保険料 等の金額の合計額 G ⑧のうちに旧保険料 等の金額の合計額 H	⑦のうちに新保険料 等の金額の合計額 G ⑧のうちに旧保険料 等の金額の合計額 H	⑦のうちに新保険料 等の金額の合計額 G ⑧のうちに旧保険料 等の金額の合計額 H
⑨のうちに新保険料 等の金額の合計額 I ⑩のうちに旧保険料 等の金額の合計額 J	⑨のうちに新保険料 等の金額の合計額 I ⑩のうちに旧保険料 等の金額の合計額 J	⑨のうちに新保険料 等の金額の合計額 I ⑩のうちに旧保険料 等の金額の合計額 J
⑪のうちに新保険料 等の金額の合計額 K ⑫のうちに旧保険料 等の金額の合計額 L	⑪のうちに新保険料 等の金額の合計額 K ⑫のうちに旧保険料 等の金額の合計額 L	⑪のうちに新保険料 等の金額の合計額 K ⑫のうちに旧保険料 等の金額の合計額 L
⑬のうちに新保険料 等の金額の合計額 M ⑭のうちに旧保険料 等の金額の合計額 N	⑬のうちに新保険料 等の金額の合計額 M ⑭のうちに旧保険料 等の金額の合計額 N	⑬のうちに新保険料 等の金額の合計額 M ⑭のうちに旧保険料 等の金額の合計額 N
⑮のうちに新保険料 等の金額の合計額 O ⑯のうちに旧保険料 等の金額の合計額 P	⑮のうちに新保険料 等の金額の合計額 O ⑯のうちに旧保険料 等の金額の合計額 P	⑮のうちに新保険料 等の金額の合計額 O ⑯のうちに旧保険料 等の金額の合計額 P
⑰のうちに新保険料 等の金額の合計額 Q ⑱のうちに旧保険料 等の金額の合計額 R	⑰のうちに新保険料 等の金額の合計額 Q ⑱のうちに旧保険料 等の金額の合計額 R	⑰のうちに新保険料 等の金額の合計額 Q ⑱のうちに旧保険料 等の金額の合計額 R
⑲のうちに新保険料 等の金額の合計額 S ⑳のうちに旧保険料 等の金額の合計額 T	⑲のうちに新保険料 等の金額の合計額 S ㉑のうちに旧保険料 等の金額の合計額 T	⑲のうちに新保険料 等の金額の合計額 S ㉑のうちに旧保険料 等の金額の合計額 T
㉒のうちに新保険料 等の金額の合計額 U ㉓のうちに旧保険料 等の金額の合計額 V	㉒のうちに新保険料 等の金額の合計額 U ㉓のうちに旧保険料 等の金額の合計額 V	㉒のうちに新保険料 等の金額の合計額 U ㉓のうちに旧保険料 等の金額の合計額 V
㉔のうちに新保険料 等の金額の合計額 W ㉕のうちに旧保険料 等の金額の合計額 X	㉔のうちに新保険料 等の金額の合計額 W ㉕のうちに旧保険料 等の金額の合計額 X	㉔のうちに新保険料 等の金額の合計額 W ㉕のうちに旧保険料 等の金額の合計額 X
㉖のうちに新保険料 等の金額の合計額 Y ㉗のうちに旧保険料 等の金額の合計額 Z	㉖のうちに新保険料 等の金額の合計額 Y ㉗のうちに旧保険料 等の金額の合計額 Z	㉖のうちに新保険料 等の金額の合計額 Y ㉗のうちに旧保険料 等の金額の合計額 Z
㉘のうちに新保険料 等の金額の合計額 AA ㉙のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AB	㉘のうちに新保険料 等の金額の合計額 AA ㉙のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AB	㉘のうちに新保険料 等の金額の合計額 AA ㉙のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AB
㉚のうちに新保険料 等の金額の合計額 AC ㉛のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AD	㉚のうちに新保険料 等の金額の合計額 AC ㉛のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AD	㉚のうちに新保険料 等の金額の合計額 AC ㉛のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AD
㉜のうちに新保険料 等の金額の合計額 AE ㉝のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AF	㉜のうちに新保険料 等の金額の合計額 AE ㉝のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AF	㉜のうちに新保険料 等の金額の合計額 AE ㉝のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AF
㉞のうちに新保険料 等の金額の合計額 AG ㉟のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AH	㉞のうちに新保険料 等の金額の合計額 AG ㉟のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AH	㉞のうちに新保険料 等の金額の合計額 AG ㉟のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AH
㊱のうちに新保険料 等の金額の合計額 AI ㊲のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AJ	㊱のうちに新保険料 等の金額の合計額 AI ㊲のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AJ	㊱のうちに新保険料 等の金額の合計額 AI ㊲のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AJ
㊳のうちに新保険料 等の金額の合計額 AK ㊴のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AL	㊳のうちに新保険料 等の金額の合計額 AK ㊴のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AL	㊳のうちに新保険料 等の金額の合計額 AK ㊴のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AL
㊵のうちに新保険料 等の金額の合計額 AM ㊶のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AN	㊵のうちに新保険料 等の金額の合計額 AM ㊶のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AN	㊵のうちに新保険料 等の金額の合計額 AM ㊶のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AN
㊷のうちに新保険料 等の金額の合計額 AO ㊸のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AP	㊷のうちに新保険料 等の金額の合計額 AO ㊸のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AP	㊷のうちに新保険料 等の金額の合計額 AO ㊸のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AP
㊹のうちに新保険料 等の金額の合計額 AQ ㊺のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AR	㊹のうちに新保険料 等の金額の合計額 AQ ㊺のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AR	㊹のうちに新保険料 等の金額の合計額 AQ ㊺のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AR
㊻のうちに新保険料 等の金額の合計額 AS ㊼のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AT	㊻のうちに新保険料 等の金額の合計額 AS ㊼のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AT	㊻のうちに新保険料 等の金額の合計額 AS ㊼のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AT
㊽のうちに新保険料 等の金額の合計額 AU ㊾のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AV	㊽のうちに新保険料 等の金額の合計額 AU ㊾のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AV	㊽のうちに新保険料 等の金額の合計額 AU ㊾のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AV
㊿のうちに新保険料 等の金額の合計額 AW ㊿のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AX	㊿のうちに新保険料 等の金額の合計額 AW ㊿のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AX	㊿のうちに新保険料 等の金額の合計額 AW ㊿のうちに旧保険料 等の金額の合計額 AX

※赤枠は主な変更箇所



★令和 8 年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておくようにしましょう。

重要改正

50 人未満の事業場へのストレスチェックの義務化 施行期日は「令和 10 年4月1日」

令和 7 年の労働安全衛生法等の改正により、ストレスチェックについて、当分の間、努力義務とされている労働者数 50 人未満の事業場についても、その実施を義務付けることとされました。その施行期日は、「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており正式決定が待たれていましたが、それが「令和 10 年 4 月 1 日」とされました。

厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、確認しておきましょう。

(次ページへ続く)

………… 労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！周知用リーフレット ………



このリーフレットでは、
 ストレスチェックの基本的な内容、ストレスチェック制度
 に取り組む意義が紹介されています。
 そのうえで、各種の関連サイトのQRコードなどが紹介さ
 れています。
 例：厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニ
 ュアル」を紹介している部分

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、
 50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、
 現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。
 (令和8年2月公表)

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
 ※マニュアルの概要版(スタートガイド)もあります



厚労省HP
(ストレスチェック)

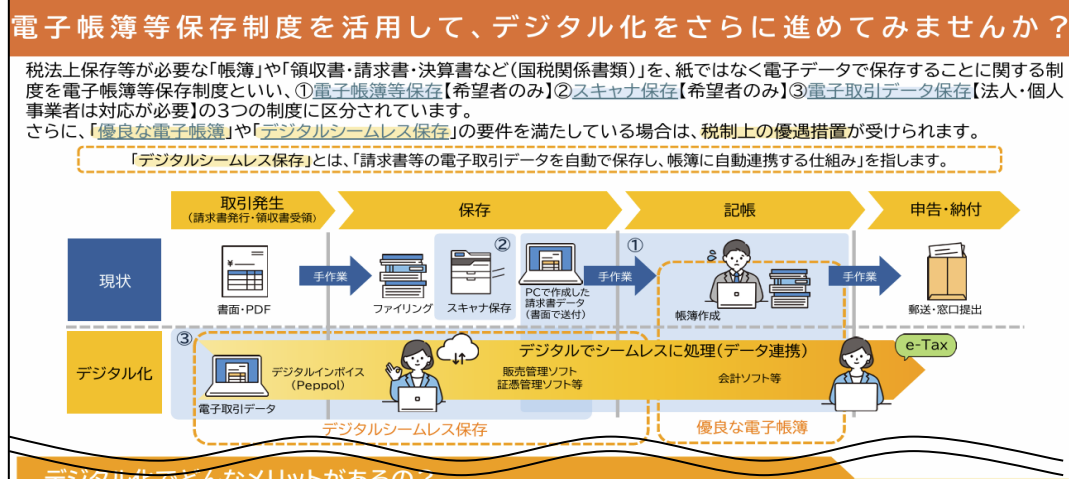
★労働者数 50 人未満の事業者の方（すでにストレスチェックを実施している場合を除きます）は、施行期日までに対応が
 必要となります。必要であれば、気軽にお声掛けください。このリーフレット、さらには小規模事業場ストレスチェック制
 度実施マニュアルなどを紹介しながら、アドバイスさせていただきます。

要チェック

電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？(国税庁)

国税庁では、リーフレットを公表して、「電子帳簿等保存制度を活用して、デジタル化をさらに進めてみませんか？」と呼
 びかけています。そのリーフレットの一部を紹介します。

………… 電子帳簿等保存制度を活用してデジタル化をさらに進めてみませんか？（国税庁リーフレット） ………



★このリーフレットでは、電子帳簿等保存制度や税制上の優遇措置の内容が、事業者のメリットを交えつつ、わかりやすく
 紹介されています。必要であれば、気軽にお声掛けください。そのURLなどをお伝えします。

お仕事 カレンダー 8月

8/10

- 7月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

8/31

- 7月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 6月決算法人の確定申告と納税・12月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)



◆あとかぎ◆